

---

かけがえのない命が輝くまちづくりをめざして

---

八女市人権問題に関する市民意識調査結果  
(概要版)



**この調査の目的**

八女市民の人権・同和問題に関する意識を把握し、人権教育・啓発事業等の人権施策の効果的な推進を図るとともに、今後の本市が取り組むべき人権・同和行政のあり方を検討する上での基礎資料を得るために実施したものです。

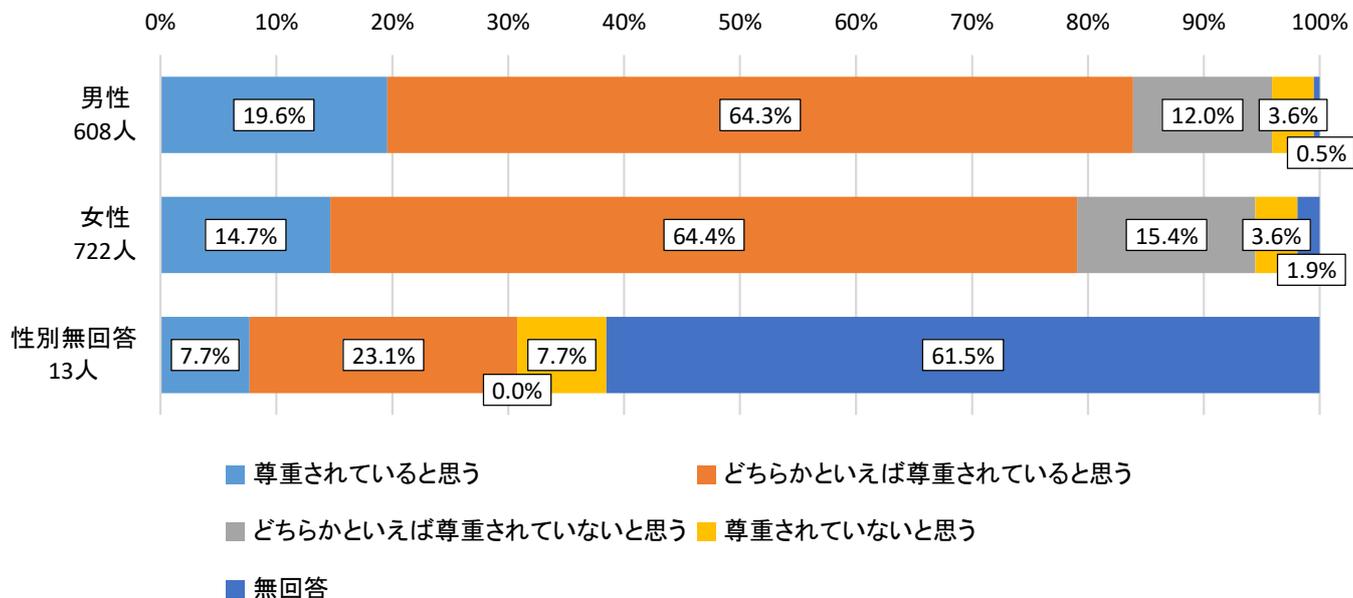
令和3（2021）年3月 八女市・八女市教育委員会

## I 人権問題全般について

人権とは全ての人生まれながらに持っている、幸せに生きる権利です。社会にはさまざまな人権問題がありますが、どの問題も人としての尊厳を傷つけるものです。人権問題について、一人ひとりが自分の問題として捉えることが求められています。

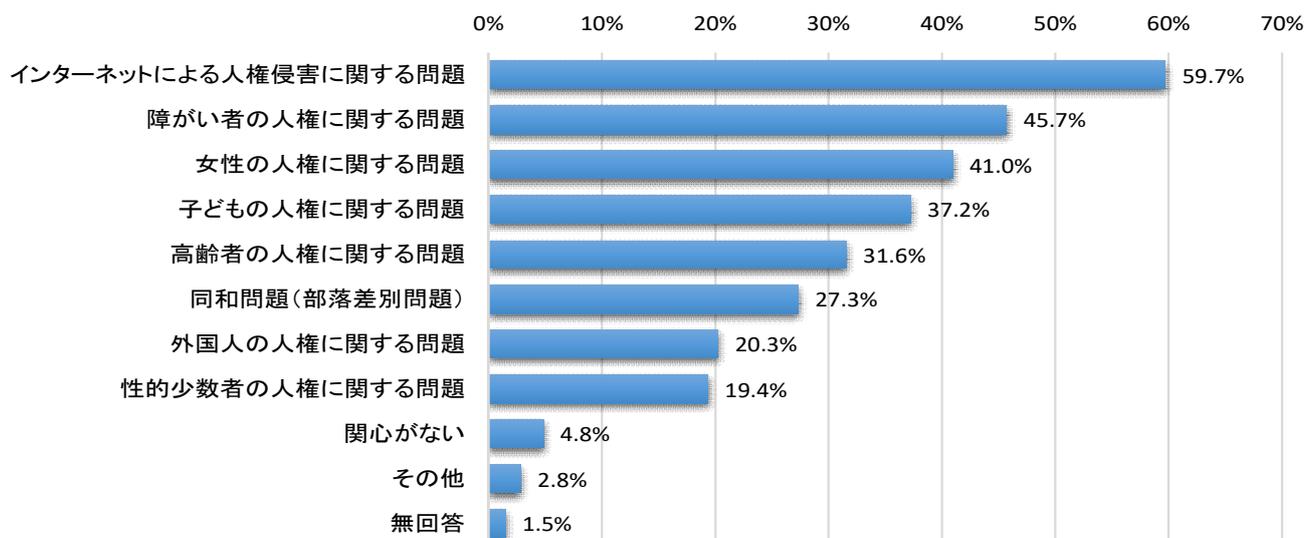
市民意識調査の結果を見ながら、人権について一緒に考えていきましょう。

**問** 今の日本は人権が尊重されている社会だと思いますか。次の中からあてはまると思うものを一つ選んでください。



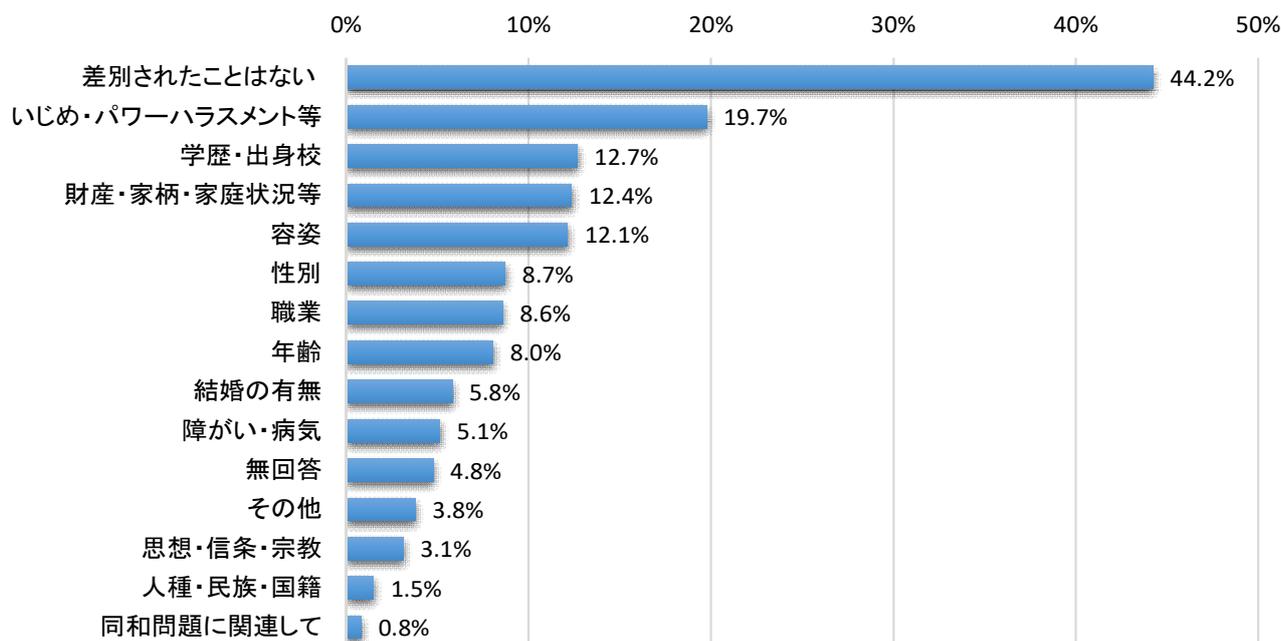
性別の回答傾向を比べてみると、「尊重されていると思う」と回答した男性が、19.6%であったのに対し女性は14.7%と、4.9ポイント男性の方が高くなっています。「どちらかといえば尊重されていないと思う」では3.4ポイント、女性の方が男性より高くなっています。

**問** 日本の社会には、基本的人権にかかわるさまざまな人権問題があります。次の中から、あなたが関心を寄せるものすべてに○をつけてください。



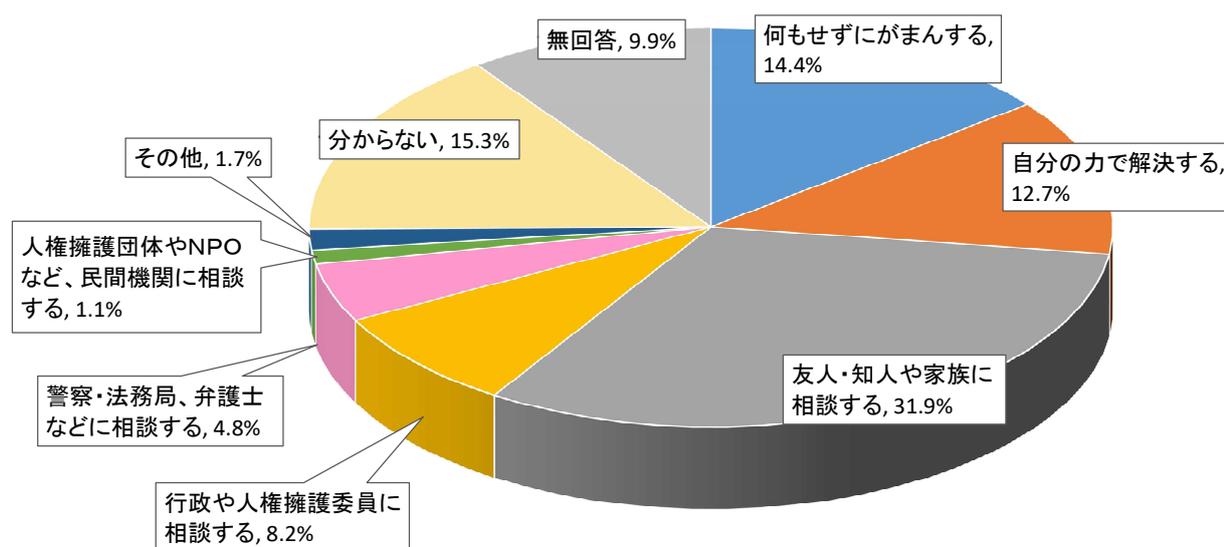
パソコンやスマートフォンの普及に伴いインターネットによる人権侵害が可視化されるようになり、59.7%の人が関心を寄せています。また、外国人の人権や性的少数者の人権にも約2割の人が関心を持っていると回答しており、人権への関心の裾野が広がってきていることがうかがえます。

問 あなたは、「差別をされた」と思ったことがありますか。ある場合、どのような事柄について差別をされたのか、次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。



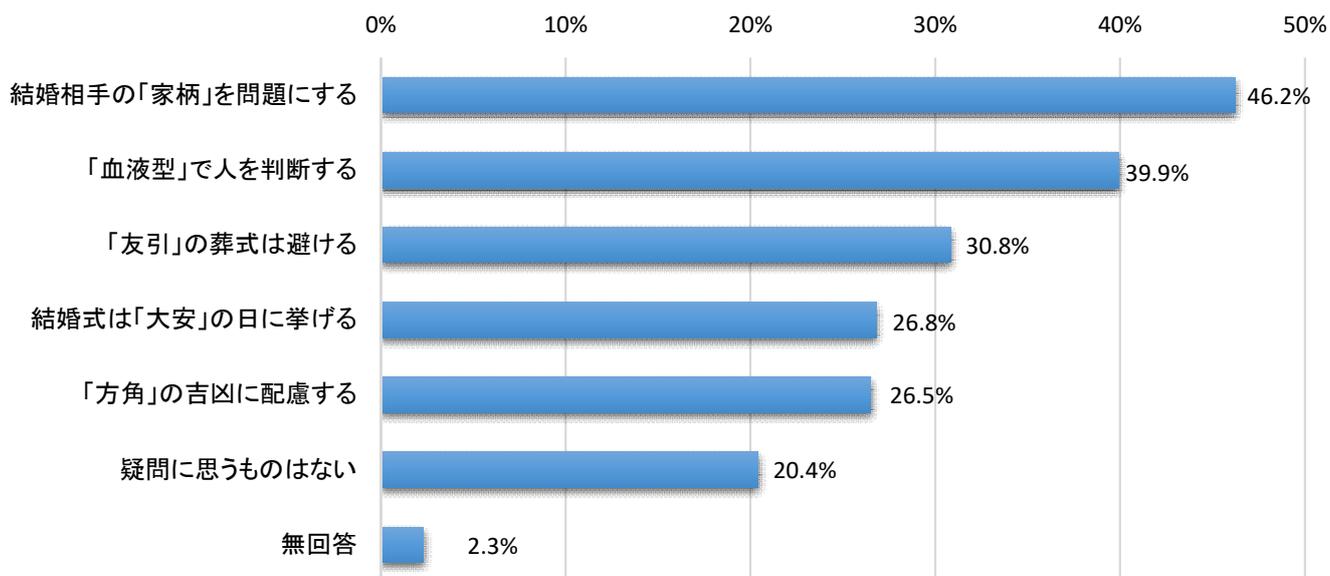
44.2%の人が「差別されたことはない」と回答していますが、無回答を除く残りの51.0%の人たちは差別された経験があるということです。また、各項目にみられる差別された体験の割合は低くても、差別の態様は様々で重なり合っていることも十分に考えられます。

問 あなたは、自分の人権が侵害された場合、どのように対処しますか。次の中から、あてはまるものを一つ選んで○をつけてください。



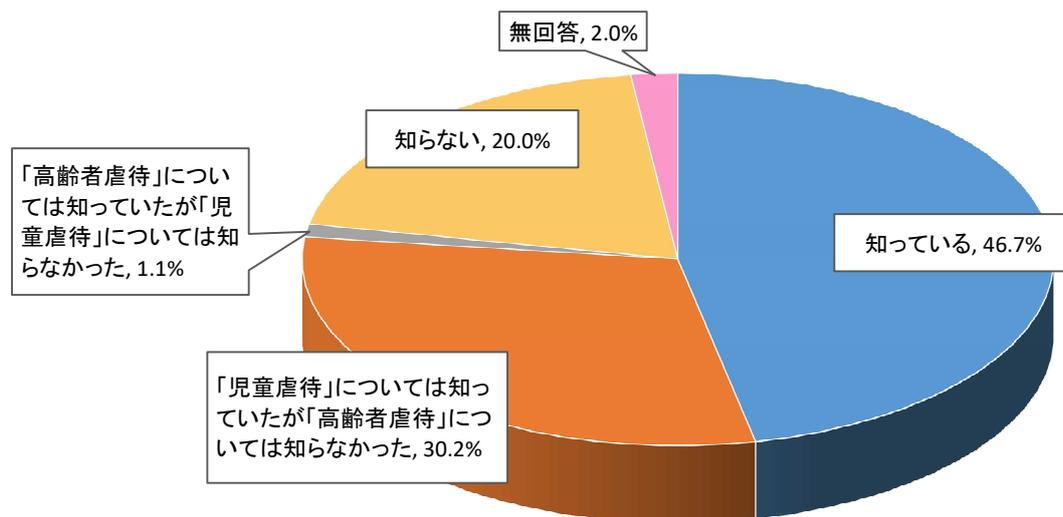
最も高かった回答が「友人・知人や家族に相談する」の31.9%、次いで「何もせずにごまんする」の14.4%、「自分の力で解決する」の12.7%となっています。この数字から、人権侵害事案に遭遇したとき、公的機関に相談する人は多いとは言えないことが分かります。

問 次の風習や習慣のうち、あなたが疑問に思うものすべてに○をつけてください。



市民の約4割の人が「疑問に思う」と回答した項目は、「結婚相手の『家柄』を問題にする」こと46.2%、「『血液型』で人を判断する」こと39.9%の二つでした。「結婚相手の『家柄』を問題にする」ことを疑問に思うとする人の年代別の割合は、「18～30歳」の年代で56.8%と最大で、「41～50歳」の年代でも56.5%となっており前回調査を6.8ポイント上回っています。このことは、結婚差別の解消に向けた明るい材料と言えます。しかし、その一方で「疑問に思うものはない」と回答した人も、性別や年代に関わりなく20.4%存在しており、五つの風習や習慣が決して解消傾向にあるわけではないことを示しています。

問 児童虐待防止法、高齢者虐待防止法という「通告義務」について知っていますか。



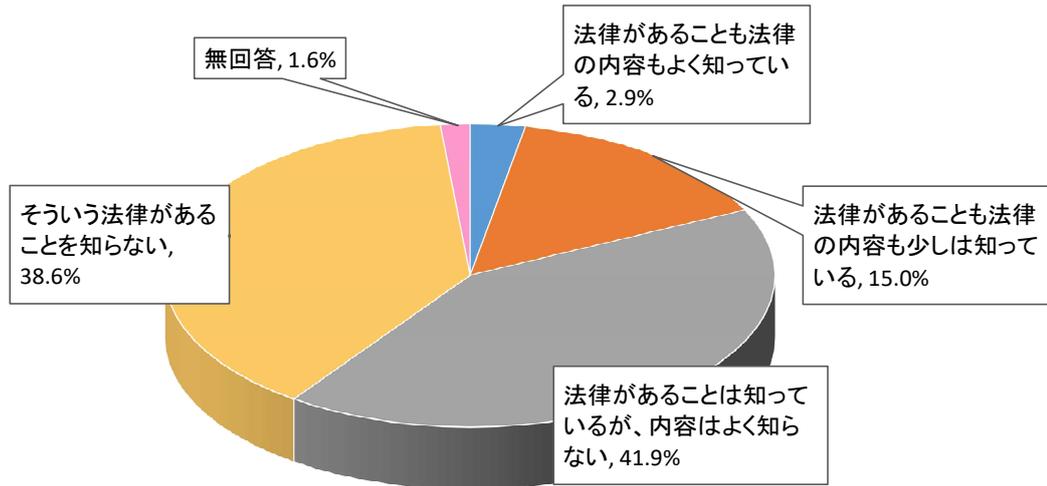
「知っている」と回答した人の割合が46.7%で、「知らない」と回答した人の割合は20.0%でした。また、「『高齢者虐待』については知らなかった」と回答した人の割合が30.2%であったのに対し、「『児童虐待』については知らなかった」と回答した人の割合は1.1%でした。つまり、児童虐待に関する「通告義務」についての認知度が8割近くに上るのに対し、高齢者虐待に関する「通告義務」についての認知度は5割を下回っているということになります。

## Ⅱ 人権三法について（人権三法とは、2016年に施行された法律で次の(1)～(3)を指します。）

### (1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）

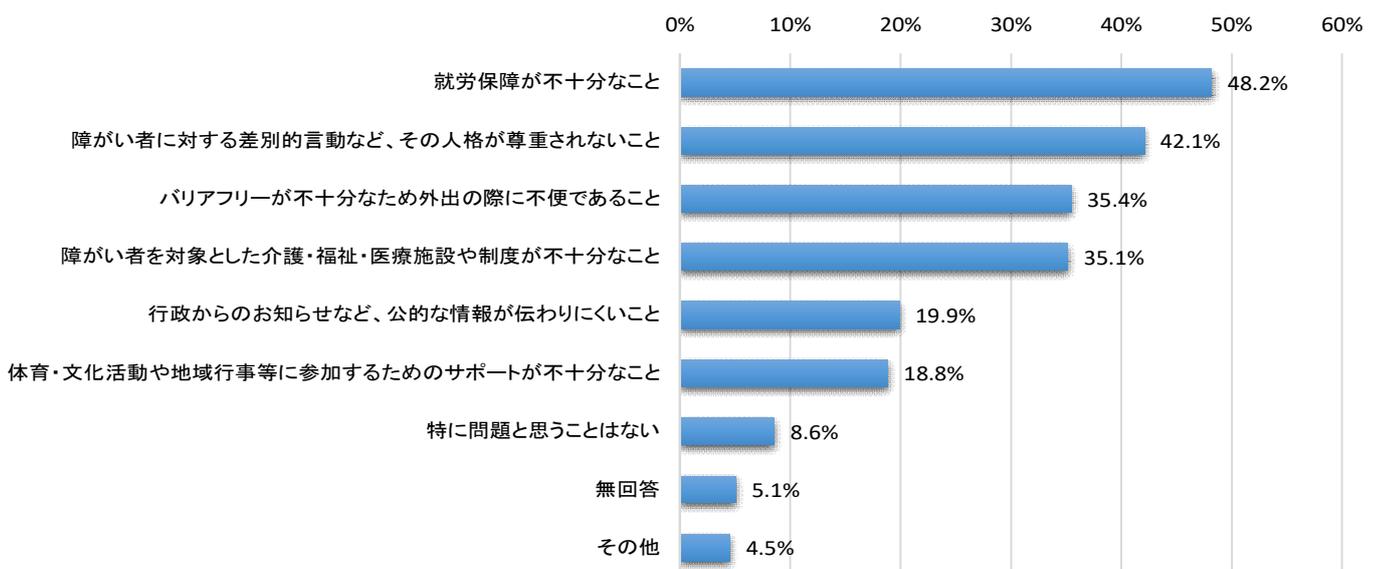
障がいのある人もない人も、互いの人格と個性を尊重した差別のない社会の実現を目指しています。行政機関と民間事業者に対して「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。

問 この法律があることや内容を知っていますか？



「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」と回答した人の割合が41.9%で、「そういう法律があることを知らない」と回答した人の割合が38.6%で、ほぼ8割の市民が法律を知っておらず、障害者差別解消法の認知度は2割に満たない状況です。

問 障がい者の人権に関することで、特に問題であると思うものすべてに○をつけてください。

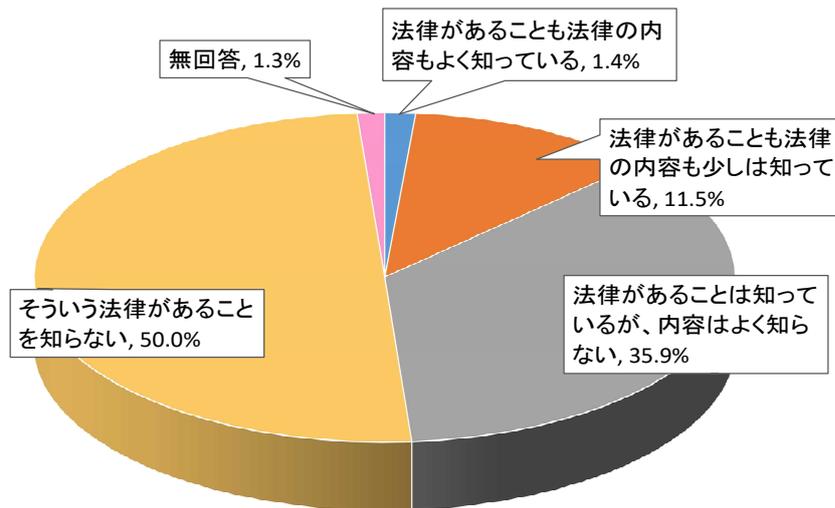


「就労保障が不十分なこと」が48.2%と最も高く、バリアフリーや福祉関連の制度の不十分さについても約35%の市民が問題であると回答しており、自立への支援が不十分と認識していることが分かります。

(2) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」  
(ヘイトスピーチ解消法)

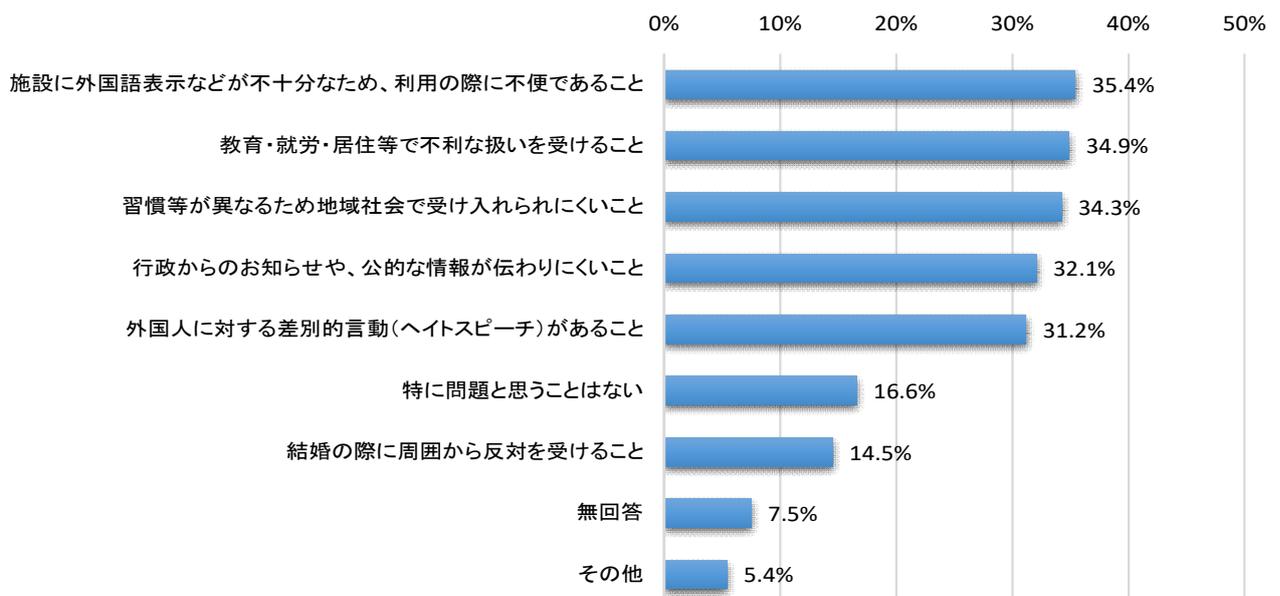
外国出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）がそれらの人々に多大な苦痛を与えるとともに、地域社会に深刻な亀裂を生じさせています。このことは許されないことであり、不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進が求められています。

問 この法律があることや内容を知っていますか？



ヘイトスピーチ解消法については、対象となるヘイトスピーチそのものを身近に感じる地域とそうでない地域とがあることから、問題の切実性に地域差が存在しており、そのことも認知度に影響していると思われる。

問 外国人の人権に関することで、特に問題であると思うものすべてに○をつけてください。

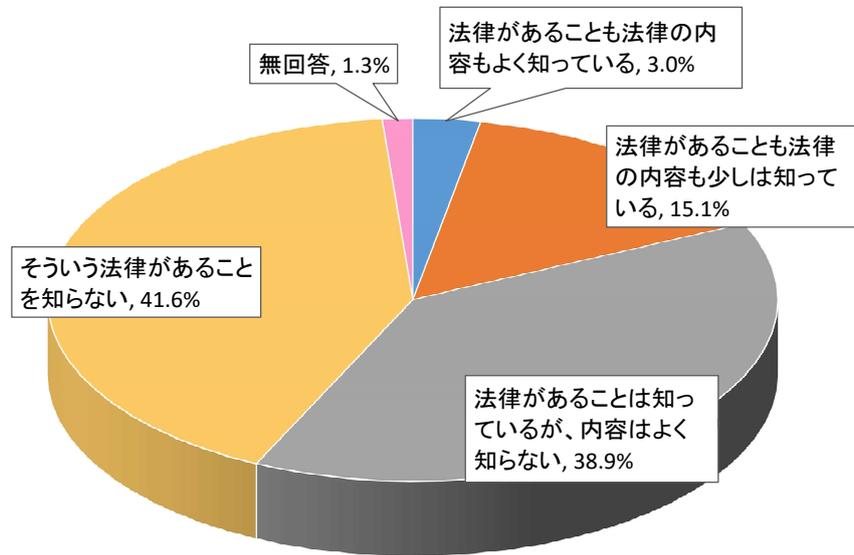


「外国語表示などが不十分なこと」「教育・就労・居住等で不利な取扱いを受けること」「行政からのお知らせや、公的な情報が伝わりにくいこと」「差別的な言動があること」を選んだ人の割合が前回より10ポイント以上増加しており、外国人の人権に対する関心が高まってきていることが分かります。

### (3) 「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴ってインターネット等への差別的な書き込みなど部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識に立ち、部落差別のない社会の実現を目指しています。

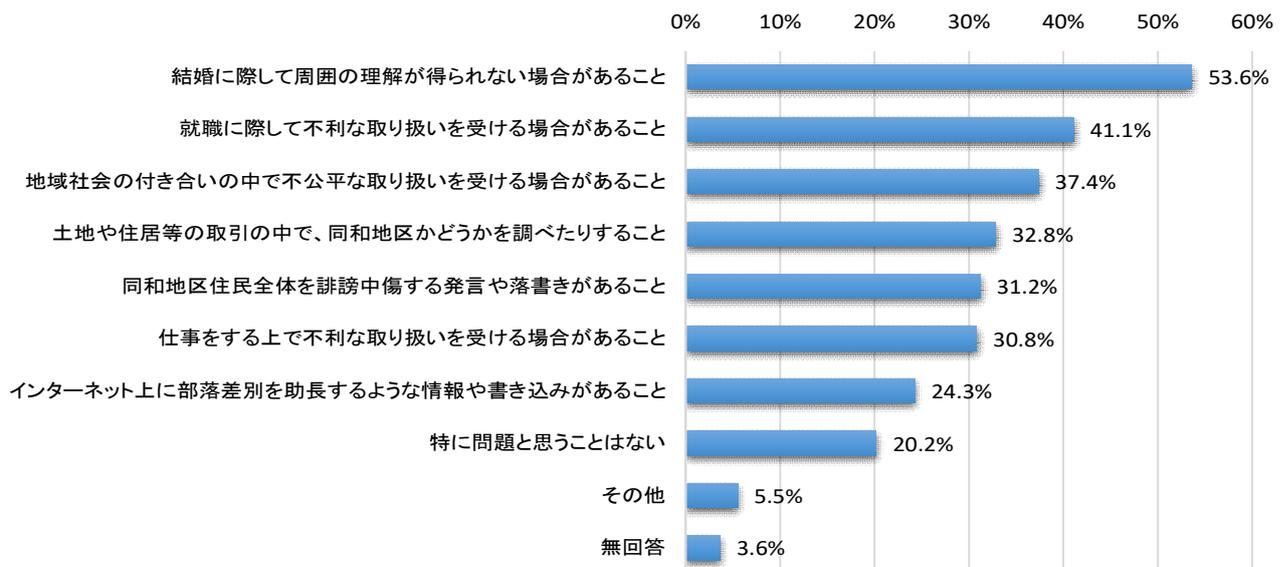
問 この法律があることや内容を知っていますか？



「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」と回答した人の割合が38.9%で、「そういう法律があることを知らない」と回答した人の割合が41.6%で、部落差別解消法の認知度は2割に満たない状況です。

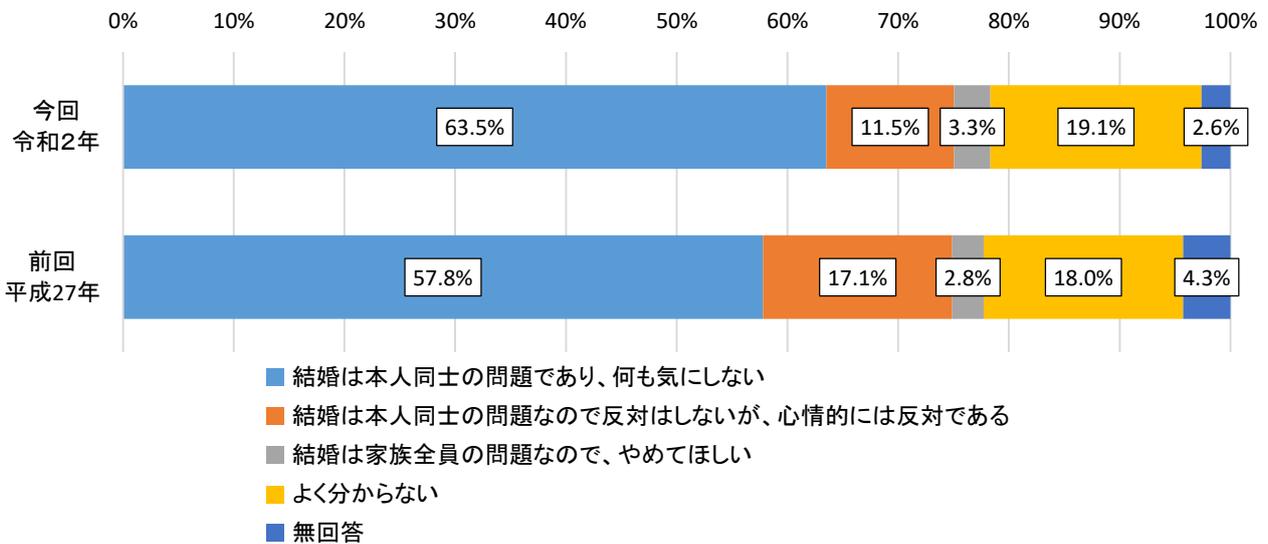
## Ⅲ 同和問題について

問 同和地区住民の人権に関することで、特に問題であると思うものすべてに○をつけてください。



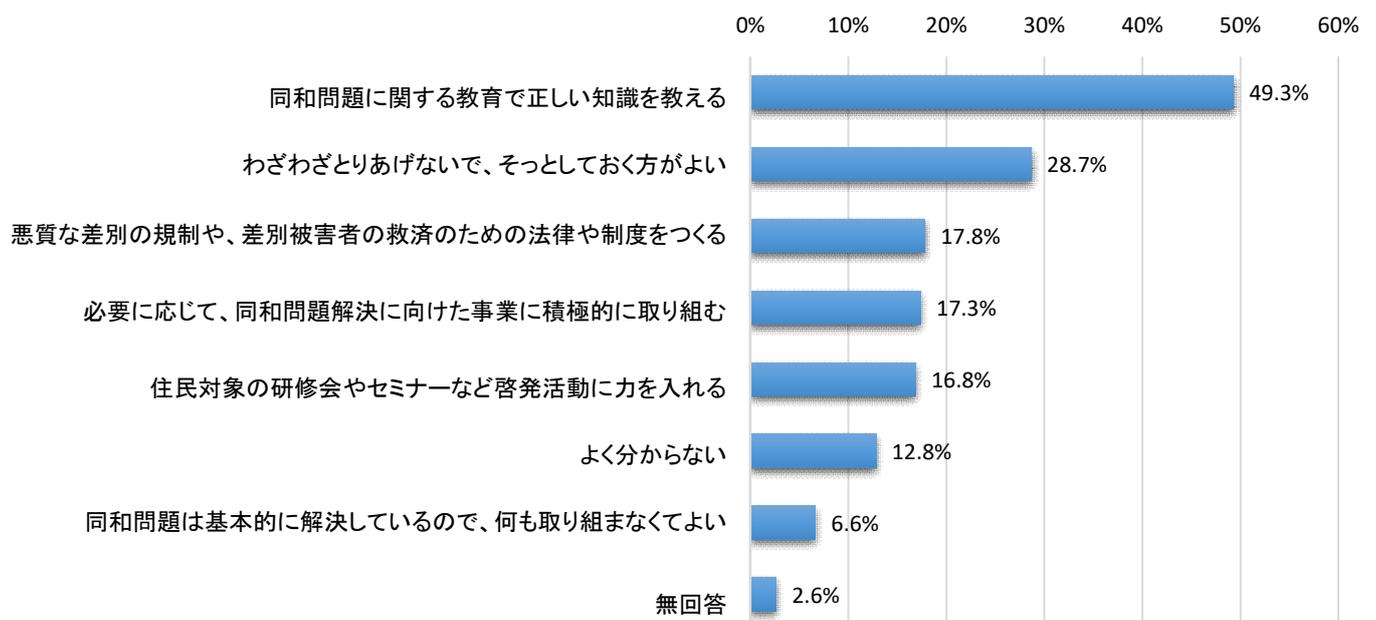
「結婚に際して周囲の理解が得られない場合があること」を選んだ人の割合が53.6%と最も多く、次いで「就職に際して不利な取り扱いを受ける」の41.1%、「地域社会の付き合いの中で不公平な取り扱いを受ける」の37.4%となっています。いずれも、同和問題解決のための教育や啓発を通じた取り組みの結果であると考えられます。

**問** 「同和地区出身者ではない者が同和地区出身者と結婚しようとする、周囲から反対される」という出来事について、あなたの考えに最も近いと思うものを一つ選んで○をつけてください。  
(5年前の八女市民意識調査との比較)



「何も気にしない」を選んだ人の割合が63.5%と過半数に達しており、前回よりも5.7ポイント増加しています。一方、「反対はしないが、感情的には反対である」を選んだ人の割合は11.5%と、前回より5.6ポイント減少しており、これが、「何も気にしない」の増加に繋がっていることが分かります。平成23年及び平成28年の県民意識調査では「自身の子どもが、同和地区の人と結婚しようとしたとき」の態度を問う同様の設問に対する調査の結果は3.1%の改善にとどまっており、市民の結婚問題への意識には大きな改善が見られます。

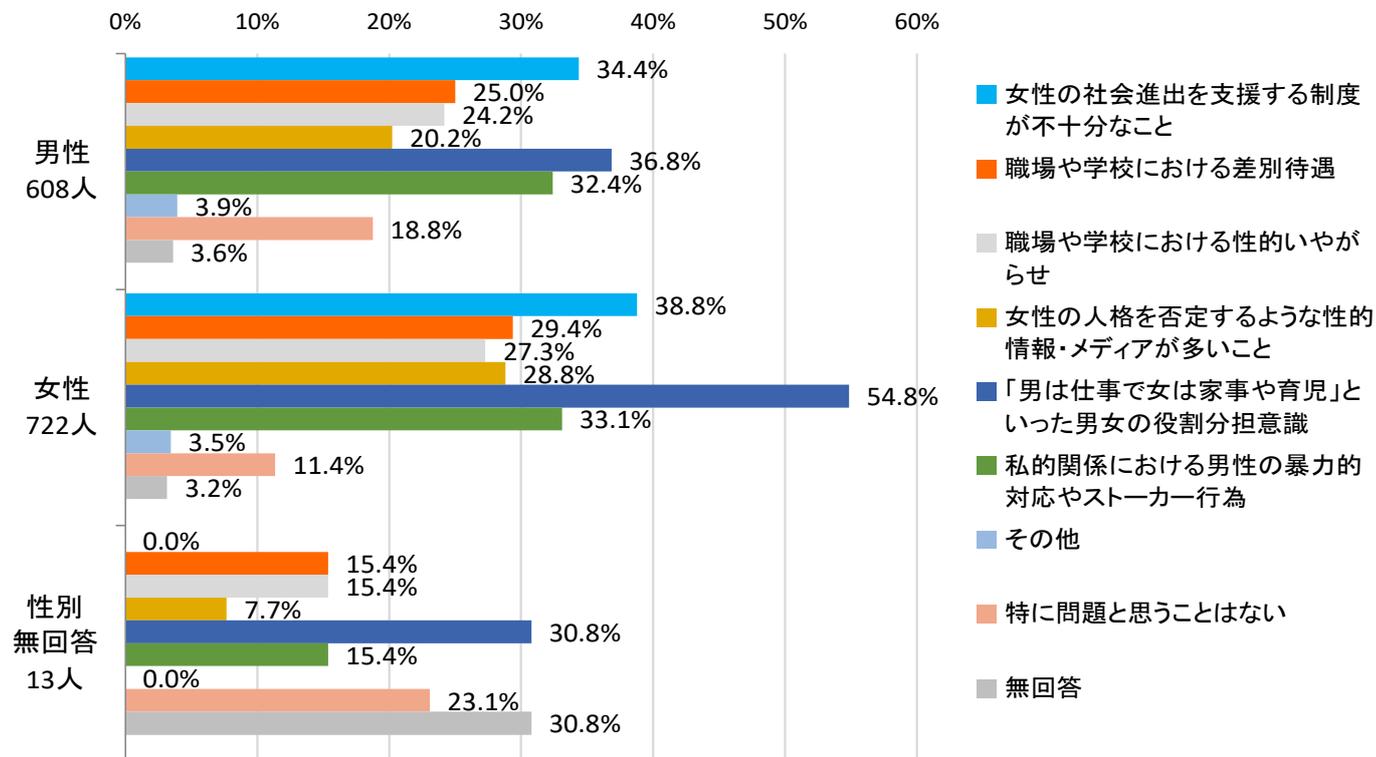
**問** あなたは、同和問題を解決するためには、どのような施策や取組が重要だと思いますか。重要だと思うものすべてに○をつけてください。



いわゆる「寝た子を起こすな」論にあたる「そっとしておく方がよい」を選んだ人の割合が28.7%で、前回調査に比べて6.0ポイント減少している点は成果と言えます。しかし、それ以外の選択傾向に大きな変化は見られません。

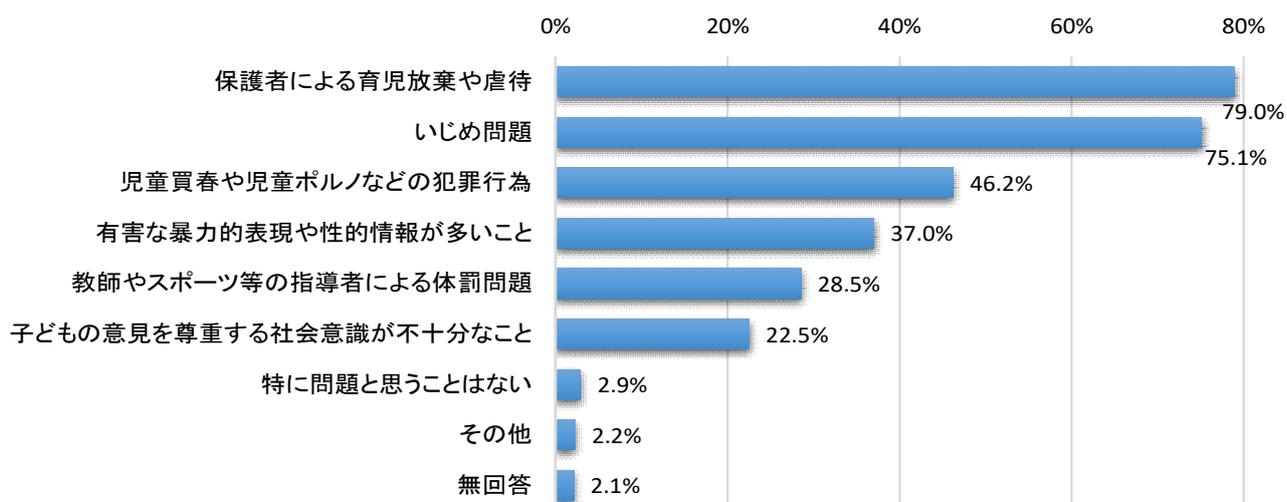
## Ⅳ さまざまな人権問題について

問 女性の人権に関することで、特に問題であると思うものすべてに○をつけてください。



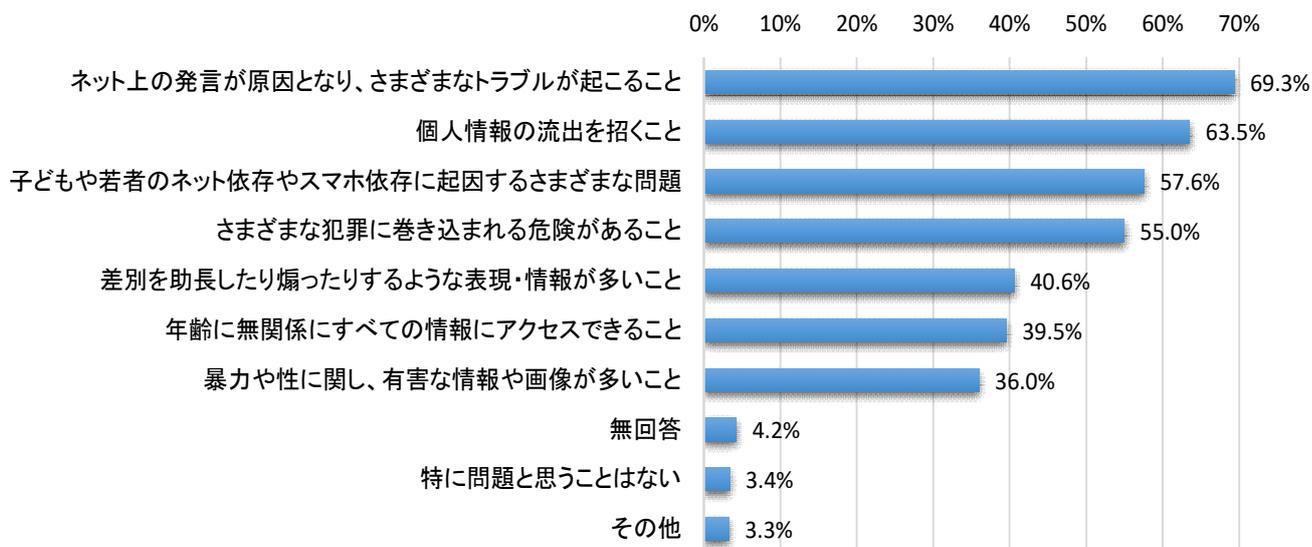
性別による回答傾向で、女性の選択割合が5.0ポイント以上高かったのは、「『男は仕事で女は家事や育児』といった男女の役割分担意識」(女性54.8%・男性36.8%)の18.0ポイントと、「女性の人格を否定するような性的情報・メディアが多いこと」(女性28.8%・男性20.2%)の8.6ポイントとなっています。

問 子どもの人権に関することで、特に問題であると思うものすべてに○をつけてください。



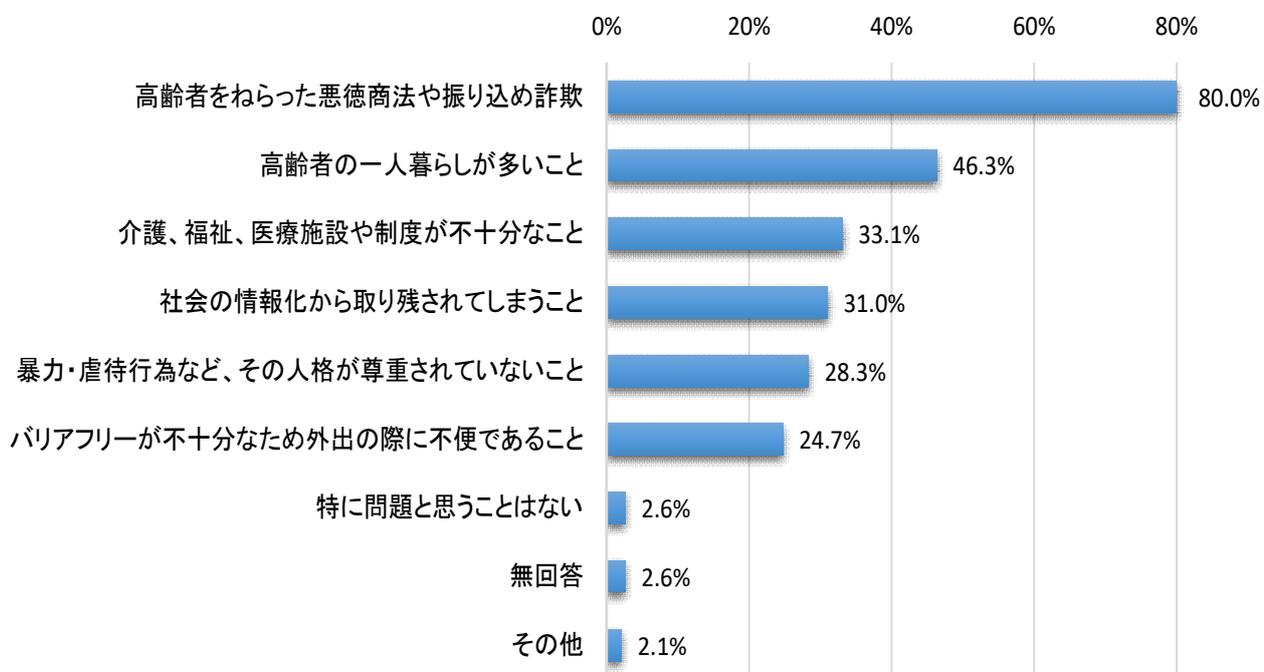
「保護者による育児放棄や虐待」を選んだ人が最も多く79.0%、「いじめ問題」も75.1%と上位2項目に対する関心の高さがうかがわれます。続く「児童買春や児童ポルノなどの犯罪行為」は46.2%、「有害な暴力的表現や性的情報が多いこと」は37.0%となっており、以下の項目を含めて、子どもの人権への関心は少なくなっています。

**問** インターネット上の人権侵害に関することで、特に問題であると思うものすべてに○をつけてください。



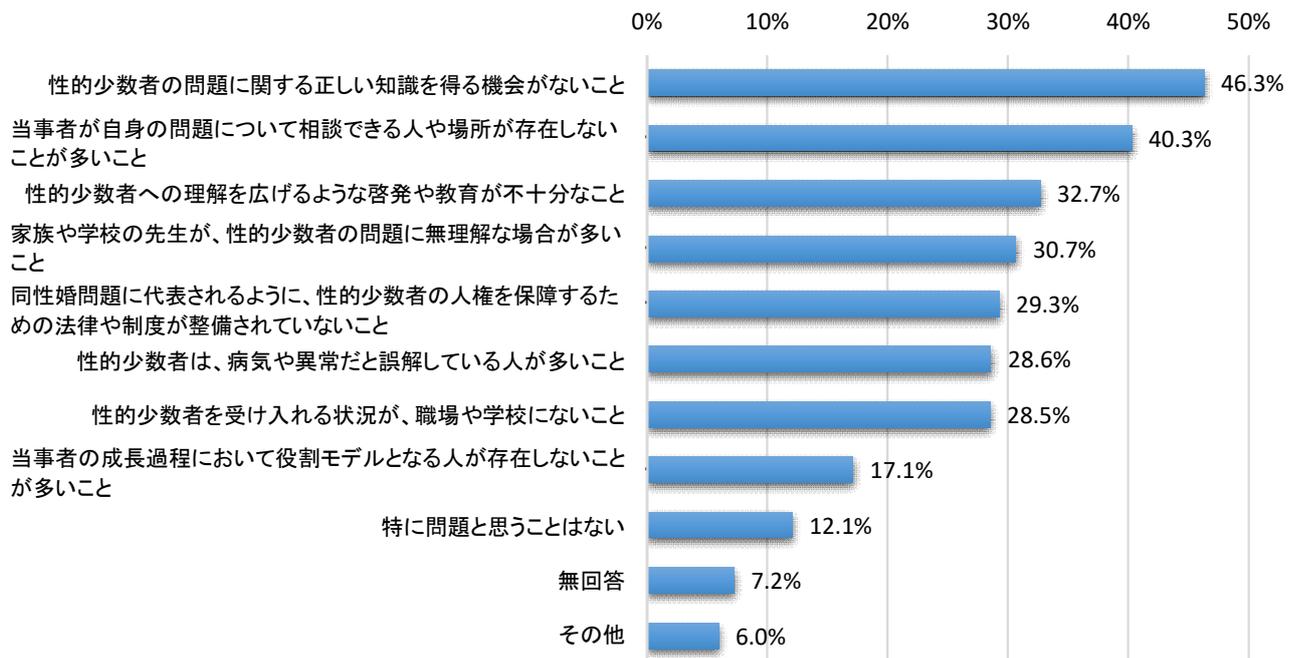
「ネット上の発言が原因となり、さまざまなトラブルが起こること」を選んだ人の割合が69.3%と最も多く、次いで「個人情報の流出を招くこと」の63.5%、「子どもや若者のネット依存やスマホ依存に起因するさまざまな問題」の57.6%、「さまざまな犯罪に巻き込まれる危険があること」の55.0%となっています。

**問** 高齢者の人権に関することで、特に問題であると思うものすべてに○をつけてください。



「高齢者をねらった悪徳商法や振り込め詐欺」を選んだ人の割合が最も多く80.0%に達しており、多くの人が喫緊の課題であるという認識を持っていることが分かります。次いで多いのが「高齢者の一人暮らしが多いこと」の46.3%、「高齢者を対象とした介護・福祉・医療施設や制度が不十分なこと」の33.1%となっています。

**問** 「性自認（こころの性）」や「性的指向（異性愛・同性愛・両性愛等）」に起因する、性的少数者の人権に関することがらで、特に問題であると思うものすべてに○をつけてください。

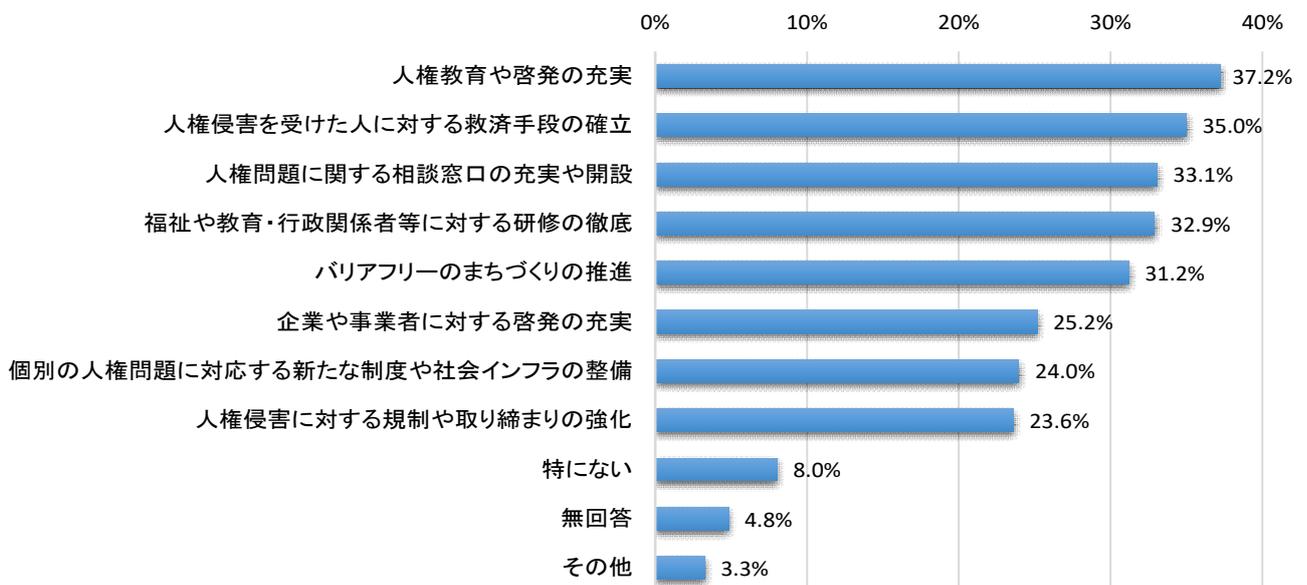


「性的少数者の問題に関する正しい知識を得る機会がないこと」を選んだ人の割合が46.3%と最も多く、次いで「当事者が自身の問題について相談できる人や場所が存在しないことが多いこと」の40.3%、「性的少数者への理解を広げるような啓発や教育が不十分なこと」の32.7%、「家族や学校の先生が、性的少数者の問題に無理解な場合が多いこと」の30.7%となっています。

正しい知識を得る機会としての教育や啓発、相談できる人や場所についての情報提供が必要です。

## V 今後の行政施策について

**問** あなたが今後の行政施策として特に重要であると思うものすべてに○をつけてください。



上位五つの施策は、順位の入れ替わりはありますが前回調査の上位施策と同じ結果となっています。

## 八女市人権問題に関する市民意識調査の概要

- <調査対象> 八女市在住の18歳以上から3,000人を無作為に抽出
- <調査方法> 郵送による配布・回収法
- <調査期間> 令和2年6月23日(火)～7月31日(金)
- <回収状況> 回収数1,343票 回収率44.7%



【本調査に関するお問い合わせ】  
人権・同和政策・男女共同参画推進課

〒834-8585 八女市本町 647 番地  
TEL 0943-23-1490 FAX 0943-22-2186